

(6) 文書作成(ワード等)・表計算(エクセル等)・インターネット・Eメールを使用できる方

(7) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方

- ① 成年被後見人又は被保佐人
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ③ 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- ④ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、同法第五章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- ⑤ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2.【業務概要】

ジオパーク専門員は、以下の活動内容に従事するものとします。

- (1) 十勝岳等の環境保護、環境保全活動
- (2) 地域の教育のための支援活動
- (3) 地域資源を活用したツーリズムの推進
- (4) 地域資源の調査・研究
- (5) その他ジオパークに関連した地域の活性化につながる活動

3.【募集人数】

募集人数は1名。

4.【活動場所】

十勝岳ジオパークエリア内(上富良野町・美瑛町内)

5.【活動形態】

活動時間は、8時30分～17時00分(休憩1時間。原則として週 37 時間 30 分)とし、時間外の活動を要する場合は休日振替対応とします。

基本的に週5日勤務とし、その他の休日は上富良野町職員に準じます。休日が活動日となる場合は、振替で対応します。

6.【身分】

会計年度任用職員として上富良野町長が任用します。

7.【報酬等】

(1) 報酬(給与)

報酬は上富良野町会計年度任用職員の給与の決定及び支給に関する規則別表の規定に基づいて支払われます。

25歳未満	月額 200,000 円
25歳以上 30歳未満	月額 240,000 円
30歳以上	月額 270,000 円

(2) 時間外割増報酬

所定労働時間を超過した勤務を行った場合は、時間外割増報酬が支払われます。

(3) 期末手当

上富良野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に基づき、勤務月数（在職期間）に応じて期末手当が年2回支払われます。

8. 任用期間

任用の日から1年間。ただし、勤務成績等により任用開始日から最長3年まで任用することができます。

9. 【待遇・福利厚生】

(1) 健康保険、厚生年金、雇用保険、公務災害補償に加入します。

(2) ジオパーク専門員は、上富良野町内に居住しなければなりません。賃貸住宅の場合、上限 28,000 円までの家賃補助があります。

(3) 通勤に要する経費について、町職員に準じ補助します。

(4) 上富良野町に赴任する際の赴任費用は自己負担となります。

(5) 「上富良野町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則」に定める休暇が取得できます。

10. 【受付期間】

募集開始の日から令和4年4月15日17時まで（必着）

11. 【応募方法】

次の書類を申し込み先まで送付してください。

(1) 上富良野町ジオパーク専門員申込用紙

(2) 住民票（募集日以降のもの）

(3) 普通自動車運転免許証の両面写し

(4) 上富良野町ジオパーク専門員（地域おこし協力隊）応募に係る確認事項について

12. 【選考方法】

第1次審査 書類審査 令和4年4月18日

第2次審査 面接審査 令和4年4月19日（時間帯等、詳細は後日メールで連絡します）

※zoomによるオンライン面接です。通信費用等は、応募者負担となります。

13. 【活動開始日】

令和4年5月1日以降のできるだけ早い時期から

14. 【申込先・お問合わせ】

上富良野町役場 企画商工観光課ジオパーク推進室

〒071-0596 北海道空知郡上富良野町大町2丁目2番11号

Tel 0167-45-6994 Fax 0167-45-5362

E-Mail: geo@town.kamifurano.lg.jp

HP:<http://www.town.kamifurano.hokkaido.jp>